

# 第3回 京都府肝炎対策協議会

## 次 第

平成28年3月8日（火）14:00～

京都平安ホテル 嵯峨の間

### 1 あいさつ

### 2 報告・協議事項

- (1) 京都府保健医療計画等に基づく肝炎対策について 資料1  
肝炎ウイルス検査について 等
- (2) 肝炎治療に対する医療費助成の対象拡大等について 資料2  
肝炎治療特別促進事業実施要綱の改正について 等
- (3) ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業について 資料3
- (4) 京都府肝炎情報ガイド第2版の作成について 資料4

### 3 その他

### 4 閉会

# 京都府肝炎対策協議会設置要綱

## (設置趣旨)

第1条 京都府の肝炎対策の関係者が連携し、対策を推進するため、京都府肝炎対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (委員の役割)

第2条 協議会の委員は、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 京都府における肝炎対策の現状・課題及び推進の方向性に関すること。
- (2) その他、京都府における肝炎対策のあり方に関すること。

## (委員の要件等)

第3条 協議会の委員は、肝炎に関する専門家、医療従事者、市町村、保健所、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者並びにその家族又は遺族で構成する団体等より推薦のあった者とする。

- 2 委員は、15名以内とする。

## (委員の任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。

## (会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会の議事を運営する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会の会議は、知事が招集する。

## (意見の聴取)

第7条 知事は、協議会において、必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附則

この要綱は、平成25年11月18日から施行する。

## 京都府肝炎対策協議会 出席者名簿

任期 平成 28 年 3 月 17 日まで

| 氏名     | 所属団体・役職                             | 出欠           |
|--------|-------------------------------------|--------------|
| 安藤 えつ子 | 京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課<br>感染症予防担当課長   | 代理<br>岡本課長補佐 |
| 居村 真   | 宮津市健康福祉室副室長                         | 欠席           |
| 禹 満    | 一般社団法人京都府医師会 理事                     |              |
| 小笠原 温美 | 井手町保健センター 所長、<br>井手町地域包括支援センター 所長   |              |
| 北島 則子  | 公益社団法人京都府看護協会 第一副会長                 |              |
| 田中 征一郎 | 京都肝炎友の会 世話人                         |              |
| 友沢 明德  | 一般社団法人京都府薬剤師会 理事                    |              |
| 中嶋 俊彰  | 京都府感染症対策委員会肝炎部会部会長<br>済生会京都府病院 名誉院長 |              |
| 富士原 正人 | 一般社団法人京都私立病院協会 副会長                  | 代理<br>富田副会長  |
| 丸澤 宏之  | 京都大学医学部附属病院消化器内科 講師                 |              |
| 山口 寛二  | 京都府立医科大学附属病院 講師                     | 欠席           |
| 山田 明   | 京都府丹後保健所 所長                         | 欠席           |

合計 12名

# 京都府保健医療計画

平成25年3月  
京都府

# 目次

## 第1部 総論

|     |          |      |
|-----|----------|------|
| 第1章 | 計画策定の趣旨  | P. 1 |
| 第2章 | 計画の性格と期間 | P. 2 |
| 第3章 | 計画の基本方向  | P. 3 |
| 第4章 | 医療圏の設定   | P. 5 |
| 第5章 | 基準病床数    | P. 7 |

## 第2部 各論

|     |                                 |        |
|-----|---------------------------------|--------|
| 第1章 | 地域の保健医療を支える人材の育成・基盤の整備          |        |
| 1   | 保健医療従事者の確保・養成                   | P. 9   |
| 2   | リハビリテーション体制の整備                  | P. 16  |
| 第2章 | 患者本位の安心・安全な医療体制の確立              |        |
| 1   | 医療の安全確保と質の向上                    | P. 19  |
| 2   | 小児医療                            | P. 22  |
| 3   | 周産期医療                           | P. 24  |
| 4   | 救急医療                            | P. 28  |
| 5   | 災害医療                            | P. 32  |
| 6   | へき地医療                           | P. 36  |
| 7   | 在宅医療                            | P. 39  |
| 8   | 医薬品等の安全確保と医薬分業の推進               | P. 44  |
| 第3章 | 健康づくりから医療、介護まで切れ目のない保健医療サービスの提供 |        |
| 1   | 健康づくりの推進                        | P. 46  |
| (1) | 生活習慣の改善                         | P. 46  |
| (2) | 歯科保健対策                          | P. 56  |
| (3) | 母子保健対策                          | P. 59  |
| (4) | 青少年期の保健対策                       | P. 60  |
| 2   | 5疾病に係る対策                        | P. 61  |
| (1) | がん                              | P. 61  |
| (2) | 脳卒中                             | P. 68  |
| (3) | 急性心筋梗塞                          | P. 75  |
| (4) | 糖尿病                             | P. 81  |
| (5) | 精神疾患                            | P. 85  |
| I.  | 精神疾患                            | P. 85  |
| II. | 認知症                             | P. 93  |
| 3   | 様々な疾病や障害に係る対策の推進                | P. 97  |
| (1) | 発達障害、高次脳機能障害対策                  | P. 97  |
| (2) | 難病、原爆被爆者、移植対策等（アレルギー、アスベスト）     | P. 99  |
| (3) | 肝炎対策                            | P. 103 |
| (4) | 感染症対策                           | P. 105 |
| (5) | 健康危機管理                          | P. 107 |

## 第3部 計画の推進

|     |             |        |
|-----|-------------|--------|
| 第1章 | 計画の推進体制     | P. 109 |
| 第2章 | 評価の実施       | P. 110 |
| 第3章 | 計画に関する情報の提供 | P. 111 |

### (3) 肝炎対策

#### 現状と課題

- 我が国における肝炎ウイルスの持続感染者は、B型が110万人～140万人、C型が190万人～230万人と推定されていますが、感染に気づいていない人が多く存在すると考えられています。
- 肝炎（B型及びC型肝炎をいう。以下同じ。）は、症状が出ないこともありますが、放置すると肝硬変や肝がんに進化するおそれがあります。しかし、ウイルスを排除したり、増殖を抑制したりするなどの治療により、疾病の完治及び病状の進行を抑えることができるため、肝炎ウイルスへの感染の有無を早期に確認し、感染している場合、肝硬変や肝がんに進化する前に適切な治療を受けることが重要です。
- 肝炎対策の基本的な考え方
  - ・ 肝炎ウイルスへの感染の有無を調べるには、検査を受検する必要があります。全ての府民が少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を早期に受検し、陽性の場合は速やかに治療することが重要です。また、新たな感染を予防するための取組が必要です。
  - ・ 検査や治療の必要性をはじめ、病態や感染経路など、肝炎に関する正しい知識の一層の普及啓発に努める必要があります。
  - ・ 肝炎対策の推進に当たっては、平成23年5月に国が策定した肝炎対策の推進に関する基本的な指針との整合を図りつつ、肝炎患者をはじめ、医療関係団体や行政機関などの関係者が一体となって総合的な取組を一層推進する必要があります。
- 感染予防
  - ・ 若年層の感染予防対策として、ピアスの穴あけや入れ墨を入れるなど、血液の付着する器具の共有を伴う行為及び性行為等、肝炎の感染経路等についての正しい知識の普及啓発が重要です。
  - ・ 母子感染対策では、妊婦健康診査によるB型肝炎抗原検査などの取組を実施しており、引き続き対策を進める必要があります。
- 検査実施体制
  - ・ 保健所、委託医療機関や市町村において肝炎ウイルス検査を実施していますが、国の調査では、検査を受けたことがあると回答した人が3割に満たない状況であり、検査の重要性について十分な周知を図る必要があります。また、受検しやすい体制の整備も求められています。
  - ・ 受検者一人ひとりが結果を正しく認識できるよう、検査結果を適切に説明する必要があります。また、感染予防のための知識の周知や、陽性であった場合の適切な医療機関の受診勧奨など、検査後の対応について助言を行うことが効果的です。
- 医療提供体制
  - ・ 全ての肝炎患者が適切な治療を継続して受けられるよう、医療体制を整備する必要があります。
  - ・ インターフェロン治療等の肝炎医療費助成を引き続き実施するほか、治療が必要な人に対し、肝炎医療に係る諸制度について情報提供することが必要です。
- 予防及び医療に関する人材の育成
  - ・ 保健所及び市町村における助言・相談機能を充実するため、肝炎に関する基礎的な知識の普及啓発や受検者の相談に対応できる人材の育成に努める必要があります。
  - ・ 医療の進歩は目覚ましいことから、肝炎医療に関する最新の知見を医療関係者に周知することは、肝炎患者に対する病態等の説明や治療方針決定の上で非常に重要であると考えられます。
- 啓発及び知識の普及等

- ・国の調査によると、肝炎に関する情報や知識、行政の普及啓発活動等は国民に十分に浸透していないと考えられ、より効果的な普及啓発活動の実施が求められています。
  - ・肝炎患者が安心して生活、就労できる環境づくりを進めるため、事業主を含め、全ての府民が肝炎の正しい知識を持つことが必要です。
- その他肝炎対策の推進
- ・肝炎患者が肝炎医療を受けながら、QOLの向上を図ることができるよう、精神面でのサポートなど相談支援体制の充実が必要です。
  - ・肝炎患者や肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するため、がん対策と連携した取組の推進等が求められています。
  - ・取組の推進に当たっては、定期的に調査及び評価を行うなど、肝炎をめぐる状況の変化を的確に捉え、必要に応じて見直しを行いながら対策を進める必要があります。

## 対策の方向

### ポイント

#### ★感染予防

- ・若年層を中心とした府民に対し、感染の危険性のある行為について周知するなど、感染予防に必要な知識の普及啓発を推進
- ・妊婦に対するB型肝炎抗原検査の実施と、検査結果が陽性であった妊婦から出生した乳児に対するB型肝炎ワクチン接種の勧奨

#### ★肝炎検査

- ・効果的な受検勧奨やより受検しやすい体制の整備等、受検機会拡大に向けた取組を推進
- ・検査を行う保健・医療関係者に対する研修の実施

#### ★診療体制

- ・適切な医療を提供するため、肝疾患専門医療機関を拡充
- ・肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係医療機関における情報共有及び連携を推進

#### ★肝炎の予防及び医療に関する人材の育成

- ・保健所、市町村及び医療機関の担当者等を対象として、肝炎の正しい知識を持ち、相談、コーディネート等が可能な人材を育成するための研修を実施
- ・肝疾患診療連携拠点病院と連携し、肝疾患専門医療機関をはじめ、地域で肝炎治療を行う医師等を対象とした研修を実施

#### ★肝炎に関する啓発及び知識の普及等

- ・肝炎の正しい知識や検査の必要性等を広く周知するため、効果的な方法を検討し、普及啓発活動を推進
- ・肝炎患者への偏見・差別の解消に向け、国の取組等を踏まえた普及啓発を推進

#### ★相談支援体制の強化等

- ・肝炎患者及びその家族に対する情報提供や、府民に対する肝炎の正しい知識の普及啓発を進めるとともに、京都府立医科大学附属病院に肝疾患相談センター（仮称）を設置するなど、肝疾患診療連携拠点病院の相談支援機能の充実と北部地域の相談体制整備を推進
- ・肝炎患者をはじめ、医療関係団体や行政機関など関係者が一体となり、連携して対策を進めるため、新たに肝炎対策協議会を設置

**成果指標**

- 肝炎ウイルス検査の個別勧奨実施市町村      15市町村（23年度）→ 全市町村（29年度）
- 北部相談窓口の設置      0（24年度）→ 1（29年度）
- 肝炎に関する知識を持つ人材を育成      52人（24年度）→ 200人（29年度）





## 京都府保健医療計画等に基づく肝炎対策の取組状況

### 1. 対策の方向

| 分野                 | 計画の内容  | 取組状況  |
|--------------------|--|---|
| 感染予防               | <p>○若年層を中心とした府民に対し、感染の危険性のある行為について周知するなど、感染予防に必要な知識の普及啓発を推進</p> <p>○妊婦に対するB型肝炎抗原検査の実施と、検査結果が陽性であった妊婦から出生した乳児に対するB型肝炎ワクチン接種の勧奨</p>          | <p>○肝臓週間での啓発 (7/28、四条河原町交差点)</p> <p>○ホームページでの情報提供 (肝炎情報センター)</p> <p>○リーフレットによる啓発 (保健所窓口等で配布)<br/>京都新聞での記事掲載 (7/28発行)</p> <p>○府内各市町村で妊婦健診に合わせB型・C型肝炎ウイルス検査を実施 (全市町村)</p> <p>○B型ワクチン接種の開始 (28年10月予定)</p>                                |
| 肝炎検査               | <p>○効果的な受検勧奨やより受検しやすい体制の整備等、受検機会拡大に向けた取組を推進</p> <p>○検査を行う保健・医療関係者に対する研修の実施</p>   | <p>○市町村、保健所、医療機関等における肝炎検査の実施 (H26 受検者 12,896人)</p> <p>○検査実施医療機関の拡充 58 施設 (H26 57 施設 → H27 58 施設)</p> <p>○保健所及び検査実施医療機関をホームページに掲載</p> <p>○市町村・保健所職員向け研修の実施 (H27.5.12 52名受講)<br/>(内容) 肝炎の病態、治療法、医療費助成制度、給付金制度<br/>京都府の肝炎対策、肝炎検査の拡大等</p> |
| 診療体制               | <p>○適切な医療を提供するため、肝疾患専門医療機関を拡充</p> <p>○肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係医療機関における情報共有及び連携を推進</p>   | <p>○肝疾患専門医療機関 206 施設 (H27.12 月末現在)</p> <p>○京都府医師会に協力頂き、肝疾患専門医療機関の募集を京都医報に掲載し、拡充 (H27 12 施設増 京都市内 5 箇所、市外 7 箇所)</p> <p>○肝疾患拠点病院である府立医大病院・京大病院で協議の上、連携事業を実施 (医師向け研修、北部講演会・相談会)</p>  |
| 肝炎の予防及び医療に関する人材の育成 | <p>○保健所、市町村及び医療機関の担当者等を対象として、肝炎の正しい知識を持ち、相談、コーディネート等が可能な人材を育成するための研修を実施</p> <p>○肝疾患診療連携拠点病院と連携し、肝疾患専門医療機関をはじめ、地域で肝炎治療を行う医師等を対象とした研修を実施</p> | <p>○市町村・保健所職員向け研修の実施 (再掲) (H27.5.12 52名受講)</p> <p>○医師向け研修を実施 (H27.11.28 73 名受講 46 名新規指定)<br/>(内容) インターフェロニンフリー治療について</p>  |

| 分野               | 計画の内容  | 取組状況  |
|------------------|--|---|
| 肝炎に関する啓発及び知識の普及等 | <p>○肝炎の正しい知識や検査の必要性等を広く周知するため、効果的な方法を検討し、普及啓発活動を推進</p> <p>○肝炎患者への偏見・差別の解消に向け、国の取組等を踏まえた普及啓発を推進</p>   | <p>○肝臓週間での啓発（7/28、四条河原町交差点）</p> <p>○ホームページでの情報提供（肝炎情報センター）</p> <p>○リーフレットによる啓発（保健所窓口等で配布）<br/>京都新聞での記事掲載（7/28発行）（以上 再掲）</p> <p>○民間企業と連携した取組等を検討</p>   |
| 相談支援体制の強化等       | <p>○肝炎患者及びその家族に対する情報提供や、府民に対する肝炎の正しい知識の普及啓発を進めるとともに、京都府立医科大学附属病院に肝炎相談センター（仮称）を設置するなど、肝炎患診療連携拠点病院の相談支援機能の充実と北部地域の相談体制整備を推進</p> <p>○肝炎患者をはじめ、医療関係団体や行政機関など関係者が一体となり、連携して対策を進めるため、新たに肝炎対策協議会を設置</p> | <p>○府立医大病院肝炎相談支援センター（H25.6～H28.1末 203件）<br/>※京大病院肝炎相談支援センター（H22.4～H28.1末 298件）</p> <p>○府北部で講演会・相談会実施（H27.8.8 天橋立ホテル）</p> <p>○京都府肝炎情報ガイドの作成、関係機関への配布 10,000部作成</p> <p>○肝炎対策協議会第3回会議開催（H28.3.8）</p> |

## 2. 数値目標

| 項目                 | 計画策定時の数値     | 施策目標（H29年度） | 現状値                        |
|--------------------|--------------|-------------|----------------------------|
| 肝炎ウイルス検査の個別勧奨実施市町村 | 15市町村（H23年度） | 全市町村        | 17市町村（H26年度）               |
| 北部相談窓口の設置          | 0（H24年度）     | 1           | 0（北部講演会・相談会を実施）<br>（H27年度） |
| 肝炎に関する知識を持つ人材を育成   | 52人（H24年度）   | 200人        | 191人（H27年度）                |

## 京都府における肝炎ウイルス検査受検実績

| 年度  | 京都府   |       |       | 市町村<br>(京都市除く) | 府・市町村<br>計 | 京都市     | 合計      |
|-----|-------|-------|-------|----------------|------------|---------|---------|
|     | 保健所   | 医療機関  | 府計    | 老健法・健増法        |            | 老健法・保健所 |         |
| H13 | 385   | -     | 385   | -              | 385        | -       | 385     |
| H14 | 87    | -     | 87    | 20,157         | 20,244     | 114     | 20,358  |
| H15 | 83    | -     | 83    | 17,330         | 17,413     | 6,134   | 23,547  |
| H16 | 601   | -     | 601   | 14,076         | 14,677     | 6,620   | 21,297  |
| H17 | 91    | -     | 91    | 13,095         | 13,186     | 5,233   | 18,419  |
| H18 | 235   | -     | 235   | 17,235         | 17,470     | 6,427   | 23,897  |
| H19 | 1,467 | 171   | 1,638 | 8,714          | 10,352     | 3,850   | 14,202  |
| H20 | 665   | 142   | 807   | 4,125          | 4,932      | 2,916   | 7,848   |
| H21 | 298   | 98    | 396   | 4,125          | 4,521      | 2,336   | 6,857   |
| H22 | 217   | 51    | 268   | 4,022          | 4,290      | 1,991   | 6,281   |
| H23 | 268   | 86    | 354   | 7,759          | 8,113      | 2,041   | 10,154  |
| H24 | 308   | 453   | 761   | 8,227          | 8,988      | 1,977   | 10,965  |
| H25 | 375   | 184   | 559   | 8,324          | 8,883      | 2,466   | 11,349  |
| H26 | 487   | 454   | 941   | 8,321          | 9,262      | 3,634   | 12,896  |
| 計   | 5,567 | 1,639 | 7,206 | 135,510        | 142,716    | 45,739  | 188,455 |

※数字はB型又はC型ウイルス検査を受検した実人数

※京都市の数字は、H18年度分まで老健法に基づく検診と保健所検査(京北病院含む)の合算、  
H19以降は保健所検査(同)のもの

※平成23年度から、40歳以上5歳刻みの者に個別勧奨した場合に、自己負担相当額を国が全額  
負担する「個別勧奨メニュー」が追加



平成27年7月28日 京都新聞



## 肝炎ウイルス検査はお済みですか？

一生に一度は  
肝炎ウイルス検査を  
受けましょう！

B型・C型肝炎ウイルスの患者・感染者は、合わせて300万人を越すと推定され、国内最大級の感染症といわれており、自覚症状が出る頃には重症になっているケースが多くあります。京都府では、肝炎ウイルスの無料検査を各府保健所及び京都府が委託する医療機関で実施しています。まだ受けたことがない方は、肝炎ウイルス検査を受けましょう。



京都府の  
無料検査

| 肝炎ウイルス検査が受けられるところ | 検査費用等 | 事前予約の有無    |
|-------------------|-------|------------|
| 京都府各保健所           | 無料・匿名 | 要予約        |
| 京都府が委託する医療機関*     | 無料    | 医療機関で異なります |

※京都府が委託する医療機関は、京都府ホームページで確認いただけます。  
<http://www.pref.kyoto.jp/kental/documents/kannenkensaitaku.pdf>

京都府の肝炎対策

検索

●京都市にお住まいの方は、各京都市保健センターへお問合せ・受検してください。

「肝炎患者さんのための  
京都府北部講演会・相談会」  
を開催します。

- ・日 時 / 平成27年8月8日(土)  
14時～16時30分
- ・場 所 / 天橋立ホテル(宮津市)
- ・参加費 / 無料

参加申込みは健康対策課まで

問合先 京都府健康対策課 上京区下立売通新町西入藪ノ内町 TEL.075(414)4766

京都府

[ホーム](#) > [健康・福祉・人権](#) > [健康・医療](#) > [京都府の健康対策](#) > [日本肝炎デー及び肝臓週間について](#)

ツイート

いいね！ 1

## 日本肝炎デー及び肝臓週間について

### 日本肝炎デー及び肝臓週間

世界保健機関(WHO)では、2010年に世界的レベルでのウイルス性肝炎のまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消や感染予防の推進を図ることを目的として、7月28日を世界肝炎デーと定め、肝炎に関する啓発活動等の実施を提唱しました。

我が国では平成24年度から同日を日本肝炎デーと定め、この日を含む1週間を肝臓週間として、肝炎に関する集中的な普及啓発を行うこととされています。

### 街頭啓発活動を実施しました！

肝炎ウイルス検査の必要性を知っていただき、ひとりでも多くの方に検査を受けていただくよう、京都市と協働し、街頭啓発を実施しました。

- 日時 平成27年7月28日(火曜日)12時30分～13時
- 場所 四条河原町交差点付近

当日は、京都肝炎友の会の皆さんにも御協力いただき、京都府広報監まゆまろと街頭インタビューを行い、ポケットティッシュなどの啓発資材を配布しました。

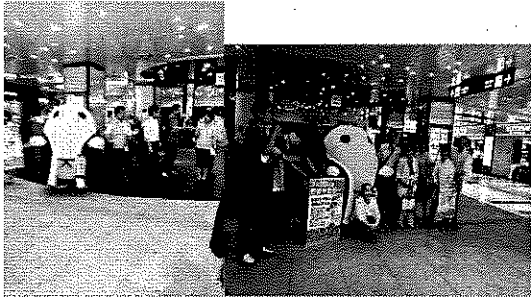


## 過去の実施状況

### 平成26年度

- 日時 平成26年7月28日(月曜日)12時30分～13時
- 場所 地下鉄京都駅 北改札口、中央改札口1(コトチカ広場)、南改札口 周辺

当日は、京都府医師会、京都肝炎友の会の皆さんにも御協力いただき、京都府広報監まゆまるとポケットティッシュなどの啓発資材を配布しました。



### 平成25年度

- 日時 平成25年7月26日(金曜) 午後12時30分～13時00分
- 場所 四条烏丸交差点周辺

当日は、京都府医師会、京都肝炎友の会の皆さんにも御協力いただき、京都府広報監まゆまるとポケットティッシュなどの啓発資材を配布しました。



### お問い合わせ

健康福祉部健康対策課  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
電話番号:075-414-4742  
ファックス:075-431-3970  
[kentai@pref.kyoto.lg.jp](mailto:kentai@pref.kyoto.lg.jp)



## 肝疾患相談支援センターにおける相談体制について

京都府では、肝炎患者やその家族をはじめ、肝疾患に関する不安や疑問を持つ方からの相談に対応し、精神的負担の軽減や適切な肝炎医療の提供を図るため、京都府立医科大学附属病院及び京都大学医学部附属病院に肝疾患相談センターを設置しており、無料で患者やご家族の相談をお受けしています。

### 記

#### 1 相談センターの概要

○肝疾患に関する相談員を配置。専門医と連絡しながら電話相談や面談を実施。

○患者及び家族からの相談や質問のほか、医療機関等からの相談にも対応。肝疾患に関する情報提供を行う（無料。ただし相談センターの電話代は負担必要）。

#### 例えばこんな相談に対応しています

|                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 肝炎ウイルス検査を受けるには・・・ | どこを受診すればいいの・・・   |
| 病気の悩みや不安・・・       | 治療内容がよく分からない・・・  |
| 日常生活で注意することは・・・   | 医療費助成制度を受けるには・・・ |

#### 2 窓口開設時間、連絡先電話番号等

|                                 | 開設日 (※)    | 開設時間          |
|---------------------------------|------------|---------------|
| 府立医大病院肝疾患相談センター<br>075-251-5948 | 毎週 火・木曜日   | 10～12時、13～16時 |
|                                 | 毎週 水曜日     | 13～16時        |
| 京大病院肝疾患相談センター<br>075-751-4701   | 毎週 月・水・金曜日 | 10～12時        |

※ 両大学病院が連携し、毎週月～金まで毎日対応

※ 祝日及び12月29日から1月3日を除く

## 平成28年度当初予算案主要事項(平成27年度2月補正含む)説明

健康福祉部

|                         |   |           |              |
|-------------------------|---|-----------|--------------|
| 事業名                     | 肝炎対策費   |           |              |
| 予算額                     | 322,081千円   | 新規・継続の別   | 継続           |
| 事業内容<br>目的<br>対象<br>方法等 | <p>1 趣 旨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ウイルス性肝炎（B型・C型）を早期に発見するため、検査体制を強化</li> <li>○ ウイルス性肝炎治療に効果が高いインターフェロンフリー及びインターフェロン治療等に係る医療費を助成することにより、早期治療、肝がんを予防</li> </ul> <p>2 事業概要</p> <p><u>(1) 肝炎医療費助成事業 (304,304千円)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ B型及びC型ウイルス肝炎のインターフェロンフリー及びインターフェロン治療等に係る医療費の助成</li> </ul> <p><u>(2) ウイルス性肝炎患者の重症化予防推進事業 (3,201千円)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 肝炎ウイルス検査陽性者に対する受診勧奨、初回精密検査費用等の助成</li> </ul> <p><u>(3) 肝炎検査 (6,001千円)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健所、医療機関における肝炎無料検査の実施</li> </ul> <p><u>(4) 肝疾患相談センターの運営 (8,000千円)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 肝炎に関する相談支援体制の充実</li> </ul> <p><u>(5) 肝炎対策協議会の開催及び普及啓発事業 (575千円)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 肝炎対策の充実に係る協議会の開催及び肝炎検査・治療に係る普及啓発の実施</li> </ul> |           |              |
| 担当課・担当名                 | 健康対策課 がん対策担当  | 課・担当 電話番号 | 075-414-4739 |

## 肝炎治療に対する医療費助成の対象拡大について

## 1 改正の概要

## ○ C型慢性肝疾患のインターフェロンフリー治療に関する医療費助成の拡大

## (1) インターフェロンフリー治療歴がある者のインターフェロンを含む治療について、医療費助成制度の対象として追加

- ・要綱改正：平成27年6月26日（平成27年6月9日から適用）
- ・直前の抗ウイルス治療として、インターフェロンフリー治療に係る治療歴がある場合のインターフェロンを含む治療について、日本肝臓学会肝臓専門医又は京都府が適当と定める医師が「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」を作成することをもって医療費助成の対象とする。

## (2) インターフェロンフリー治療歴のある者のインターフェロンフリー治療を医療費助成の対象として追加

- ・要綱改正：平成27年12月21日（平成27年12月1日から適用）
- ・インターフェロンフリー治療に係る治療歴がある場合のインターフェロンフリー治療について、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医によって他のインターフェロンフリー治療薬を用いた再治療を行うことが適切であると判断される場合に限り、医療費助成の対象とする。

## 2 インターフェロンフリー治療薬について

## 【助成対象追加状況】（平成27年度）

- ・『ソホスブビル及びビリバビリン併用療法』（保険適用日：平成27年5月20日）
  - \*ジェノタイプⅡ型のC型慢性肝疾患に適用
- ・『レジパスビル／ソホスブビル配合錠』（保険適用日：平成27年8月31日）
  - \*ジェノタイプⅠ型のC型慢性肝疾患に適用
- ・『オムビタスビル水和物・パリタプレビル水和物・リトナビル配合剤』（保険適用日：平成27年11月26日）
  - \*ジェノタイプⅠ型のC型慢性肝疾患に適用

※ 平成27年度中に肝炎治療受給者証交付申請があったものについては、保険適用日まで遡及して適用

<参考：平成26年度追加薬剤>

- ・『ダクラタスビル及びアスナプレビル併用療法』（保険適用日：平成26年9月2日）

(別添1)

## 肝炎治療特別促進事業における認定基準

### 1 B型慢性肝疾患

#### (1) インターフェロン治療について

HBe抗原陽性でかつHBV-DNA陽性のB型慢性活動性肝炎でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの（ただし、ペグインターフェロン製剤を用いる治療に限っては、HBe抗原陰性のB型慢性活動性肝炎も対象とする。）

※ 上記において2回目の助成を受けることができるのは、これまでにペグインターフェロン製剤による治療を受けたことがない者が同製剤による治療を受ける場合とする。

#### (2) 核酸アナログ製剤治療について

B型肝炎ウイルスの増殖を伴い肝機能の異常が確認されたB型慢性肝疾患で核酸アナログ製剤治療を行う予定、又は核酸アナログ製剤治療実施中の者

※ 核酸アナログ製剤治療については、医師の治療継続が必要と認める場合、更新を認める。

### 2 C型慢性肝疾患

#### (1) インターフェロン単剤治療並びにインターフェロン及びリバビリン併用治療について

HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。

※1 上記については、2(2)に係る治療歴のある場合、副作用等の事由により十分量の24週治療が行われなかったものに限る。

※2 上記において2回目の助成を受けることができるのは、以下の①、②のいずれにも該当しない場合とする。

① これまでの治療において、十分量のペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による48週投与を行ったが、36週目までにHCV-RNAが陰性化しなかったケース

② これまでの治療において、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による72週投与が行われたケース

※3 上記については、直前の抗ウイルス治療として、2(3)に係る治療歴がある場合、助成の申請にあたっては、日本肝臓学会肝臓専門医又は京都府が適当と定める医師が「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」を作成すること。(\*6月改正)

#### (2) ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤3剤併用療法について

HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎で、ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤による3剤併用療法を行う予定又は実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。

※1 上記については、2(1)に係る治療歴の有無を問わない。

※2 上記については、原則1回のみ助成とする。ただし、3剤併用療法の治療歴のある者については、他のプロテアーゼ阻害剤を用いた再治療を行うことが適切であると判断される場合に限り、改めて助成の対象とすることができる。

※3 テラプレビルを含む3剤併用療法については、日本皮膚科学会皮膚科専門医（日本皮膚科学会が認定する専門医主研修施設又は研修施設に勤務する者に限る。）と連携し、日本肝臓学会肝臓専門医が常勤する医療機関に限り助成対象とする。

※4 上記については、直前の抗ウイルス治療として、2(3)に係る治療歴がある場合、助成の申請にあたっては、日本肝臓学会肝臓専門医又は京都府が適当と定める医師が「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」を作成すること。(\*6月改正)

(3) インターフェロンフリー治療について

HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎又はChild-Pugh分類AのC型代償性肝硬変で、インターフェロンを含まない抗ウイルス治療を行う予定又は実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。

※1 上記については、原則1回のみの助成とする。ただし、インターフェロンフリー治療歴のある者については、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医によって他のインターフェロンフリー治療薬を用いた再治療を行うことが適切であると判断される場合に限り、改めて助成の対象とすることができる。(※12月改正)

なお、2(1)及び2(2)に係る治療歴の有無を問わない。

※2 上記については、初回治療の場合、(※12月改正)日本肝臓学会肝臓専門医又は京都府が適当と定める医師が「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」を作成すること。

※3 上記については、再治療の場合、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医の判断を踏まえた上で、日本肝臓学会肝臓専門医又は京都府が適当と定める医師が「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」を作成すること。(※12月改正)

【参考】

「京都府が適当と定める医師」とは

…京都府肝疾患専門医療機関に勤務する医師で、京都府が指定する研修の修了者

「肝疾患診療連携拠点病院」とは

…都道府県の肝疾患診療等の中心的役割を果たすために都道府県より指定された病院。

全国で70医療機関が指定。京都府では京都府立医科大学附属病院、京都大学医学部附属病院の2病院を指定

# インターフェロンフリー治療薬の状況 (C型肝炎経口治療薬)

(平成27年11月現在)

| 一般名  | 製品名                               | 薬剤適用<br>組合せ                       | HCV<br>遺伝<br>子型  | 薬価<br>1日<br>(1治療)                                 | 治療<br>期間 | 効果<br>(SVR率) | 国内開発ステージ   | 販売元             |
|--|-----------------------------------|-----------------------------------|------------------|---|----------|--------------|------------|-----------------|
| ダクラタスビル<br>[Daclatasvir]<br>アスナプレビル<br>[Asunaprevir]                         | ダクルインザ<br>錠<br>+<br>スンバアラ<br>カプセル | ダクラタスビル<br>+<br>アスナプレビル           | ジェノ<br>タイプ<br>1型 | 15,747円<br>(265万円)                                | 24W      | 85%          | H26.9保険適用  | フリストル・<br>マイヤーズ |
| ソホスブビル<br>[Sofosbuvir]   | ソバルデイ<br>錠                        | ソホスブビル<br>+<br>リバビリン              | ジェノ<br>タイプ<br>2型 | 61,799円<br>(519万円)<br><small>※リバビリンの薬価は除く</small> | 12W      | 96%          | H27.5保険適用  | ギリアド・<br>サイエンシス |
| ソホスブビル<br>[Sofosbuvir]<br>レディパスビル<br>[Ledipasvir]                            | ハーボニー<br>配合錠                      | ソホスブビル<br>+<br>レディパスビル            | ジェノ<br>タイプ<br>1型 | 80,171円<br>(673万円)                                | 12W      | 100%         | H27.8保険適用  | ギリアド・<br>サイエンシス |
| パリタプレビル/リト<br>ナビル オムビタスビ<br>ル<br>[Paritaprevir-<br>Ritonavir-<br>Ombitasvir] | ガイキラックス<br>配合錠                    | パリタプレビル/<br>リトナビル<br>+<br>オムビタスビル | ジェノ<br>タイプ<br>1型 | 53,602円<br>(450万円)                                | 12W      | 94%          | H27.11保険適用 | アッガイ合同会社        |

厚生労働省資料

資料2-2

※SVR(sustained virological response) : 血中HCV-RNA持続陰性化 (ウイルス学的着効)



# ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業について

## 1 事業の内容

### (1) 肝炎ウイルス検査

- ・ 府保健所における無料肝炎ウイルス検査
- ・ 府委託医療機関における無料肝炎ウイルス検査

### (2) 陽性者フォローアップ事業（初回精密検査・定期検査費用助成事業等）

- ・ 府又は市町村の実施する肝炎ウイルス検査で陽性と判断された後、初めて京都府肝疾患専門医療機関で受ける精密検査（初回精密検査）費用の助成
- ・ 初回の精密検査を受けた後、若しくはインターフェロン治療等の肝炎治療終了後に定期的に受ける検査（定期検査）費用の助成

※定期検査については、非課税世帯に属する者に限る。

## 2 事業開始時期

平成 27 年 6 月 1 日施行（平成 27 年 4 月 1 日適用）

## 3 事業の実施状況

### (1) 肝炎ウイルス検査実績（平成 28 年 1 月末時点）

- ・ 保健所検査            B 型：313 件、C 型：310 件
- ・ 委託医療機関検査 232 件

### (2) 精密検査費用助成実績（平成 28 年 1 月末時点）

- ・ 初回精密検査 22 件
- ・ 定期検査            1 件

## 4 事業周知方法

○以下に通知（要領・チラシ等）

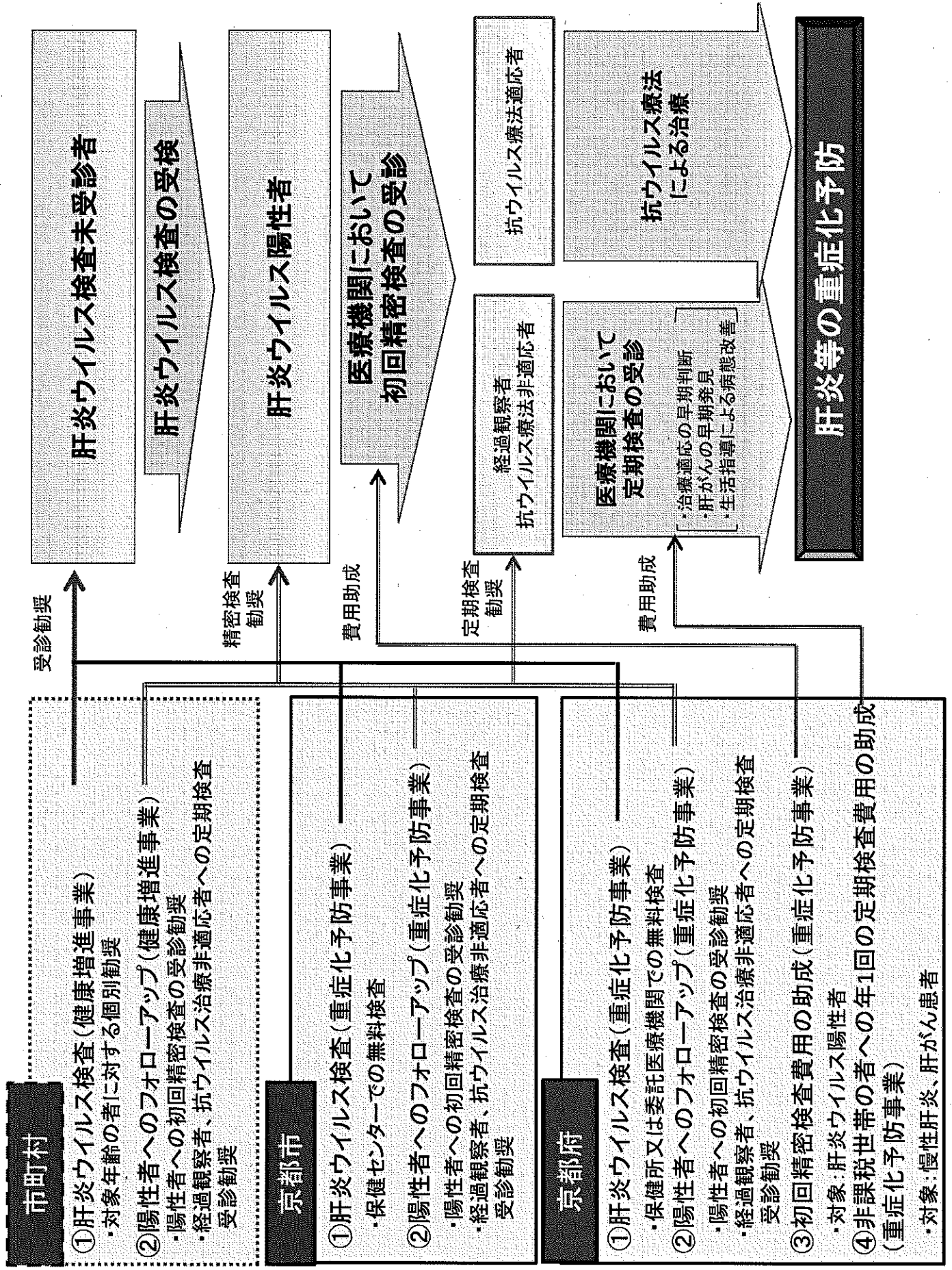
- ・ 拠点病院、専門医療機関、肝炎検査委託機関
- ・ 市町村、保健所
- ・ 各医療関係団体、保険関係団体

○京都府医報に掲載（平成 27 年 7 月）

○京都府ホームページに掲載



# ウイルス性肝炎患者等の重症化予防の推進



B型・C型肝炎ウイルス陽性者の方  
肝炎ウイルスによる慢性肝疾患の方へ



京都府

## 初回精密検査費用・定期検査費用助成のご案内

京都府では、府又は市町村が行う肝炎ウイルス検査の結果が陽性であった方、住民税非課税世帯に属する方の肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんで療養中の方を対象に、初回精密検査及び定期検査を受けた際の医療費の自己負担分を助成しています。

|        | 初回の精密検査  | 定期検査  |
|--------|--|---|
| 対象検査   | 府又は市町村の行う肝炎ウイルス検査で陽性と判定された後、初めて医療機関で受ける精密検査  | 初回の精密検査を受けた後、もしくはインターフェロン等の肝炎治療終了後に定期的に受ける検査  |
| 対象者    | 京都府に住所を有し、以下の全ての要件に該当する方<br>(1) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者<br>(2) 1年以内に府または市町村が実施した肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者<br>(3) 府又は市町村の行うフォローアップ(※)に同意した者 | 京都府に住所を有し、住民税非課税世帯に属する方で、以下の全ての要件に該当する方<br>(1) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者<br>(2) 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者(治療後の経過観察を含む)<br>(3) 府又は市町村の行うフォローアップ(※)に同意した者<br>(4) 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を現在受けていない者 |
| 受検医療機関 | 京都府が指定する「京都府肝疾患専門医療機関」で検査を受けた場合のみ検査費用助成対象となります。<br>他の医療機関で検査を受けられた場合は対象となりませんので、ご注意ください。<br>京都府肝疾患専門医療機関一覧は京都府ホームページで確認いただけます。                                   |   |
| 助成対象   | 初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として府が認めた費用<br>ただし、医師が真に必要と判断したものに限り。<br>血液形態・機能検査、出血・凝固検査、血液化学検査、腫瘍マーカー、肝炎ウイルス関連検査、微生物核酸同定・定量検査、超音波検査                            | 初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料及び左記の検査に関連する費用として府が認めた費用ただし、医師が真に必要と判断したものに限り。なお、肝硬変・肝がん(治療後の経過観察を含む)の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる(造影剤を使用した場合も対象)。  |
| 助成回数   | 1回   | 年1回   |

### ※フォローアップとは

肝炎検査の結果、陽性であった方が確実に医療に繋がるよう京都府又は市町村から医療機関の受診状況等の確認を行うことです。

年1回程度、調査票を送付し、受診状況等を確認します。

検査費用の助成を受けるためには、フォローアップ事業への参加が必須条件となっています。

注1) 助成費用の振り込みまで、請求してから概ね2箇月かかります。

注2) 「初回精密検査」の助成を受けられた方は、その年度内は「定期検査」の助成を受けることはできません。

# 定期検査費用助成の拡充

H27:3.6億円 ⇒ H28予算案:7.9億円

## 概要

慢性肝炎、肝硬変、肝がん患者に対し、定期的な介入を通じて早期治療に結びつけ、重症化予防を図るため、定期検査費用の助成の拡充措置を講ずる（所得制限の緩和）。

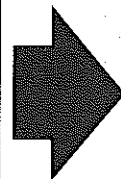
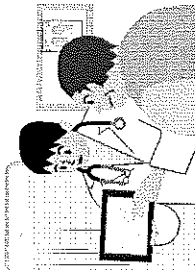
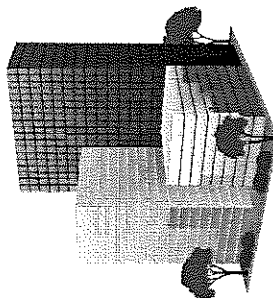
## 内容

- 血液検査、超音波検査、CT・MRIを用いた定期検査に係る費用助成について、世帯の市町村民税課税年額235千円未満の者まで拡大し、早期発見を通じた受療機会を増やすことで、予後の改善に寄与する。

## 拡充内容

### 定期検査費用助成の拡充

|                |                |   |
|----------------|----------------|---|
|                | 平成27年度予算       | 平成28年度予算（案）   |
| 助成回数           | 年2回            | 年2回   |
| 所得制限<br>(助成対象) | ・住民税非課税世帯 ⇒ 無料 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税非課税世帯 ⇒ 無料</li> <li>・世帯の市町村民税課税年額が235,000円未満の者(※)</li> </ul> <small>※慢性肝炎：1回につき3千円自己負担<br/>※肝硬変・肝がん：1回につき6千円自己負担</small> |



定期的なスクリーニングの促進  
(病気の進行の早期発見、早期の治療介入)